

常磐会学園大学・常磐会短期大学
競争的資金等の不正防止に関する基本方針

平成 28 年 6 月 6 日
最高管理責任者決定

常磐会学園大学・常磐会短期大学では平成 19 年 2 月 15 日付（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、次の基本方針を定める。

1. 競争的資金等の不正防止対策の責任体制を明確にする。
2. 競争的資金等の使用に関わる構成員に対する行動規範を定める。
3. 競争的資金等の使用に関するルールを定める。
4. 競争的資金等の使用に関するコンプライアンス教育を行う。
5. 競争的資金等の使用に関する不正防止計画を定める。
6. 競争的資金等の不正使用が判明した場合における処分方針・要因の把握・再発防止の対策を明確にする。